

令和 2 年第 2 回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

7 月臨時会会議録

令和 2 年 7 月 1 7 日 開会
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（7月臨時会）会議録目次

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 職務のため出席した者 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 会議に付した事件 | 2 |
| 開会（午後2時） | 3 |
| 広域連合長のあいさつ | 3 |
| 議事日程 | |
| 日程第1 仮議席の指定 | 4 |
| 日程第2 議長の選挙 | 4 |
| 追加議事日程 | |
| 日程第1 議席の指定 | 5 |
| 日程第2 副議長の選挙 | 5 |
| 日程第3 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 日程第4 会期の決定 | 6 |
| 日程第5 議案第11号 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について 同意を求める件 | 6 |
| 日程第6 議案第12号 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任に ついて同意を求める件 | 7 |
| 日程第7 議案第13号 令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）の件 | 7 |
| 日程第8 報告第1号 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例の専決処分の件 | 8 |
| 日程第9 報告第2号 詐害行為取消等請求控訴事件の和解に関する専決処分の件 | 9 |
| 日程第10 大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙 | 10 |
| 広域連合長の閉会のあいさつ | 11 |
| 閉会宣告（午後2時26分） | 11 |
| 会議録署名 | 12 |

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（7月臨時会）会議録

令和2年7月17日（金曜日） 午後2時開議

○出席議員

| | |
|-----------|------------|
| 1番 野上 らん | 2番 永田 典子 |
| 3番 永井 啓介 | 4番 広田 和美 |
| 5番 田淵 和夫 | 6番 西 哲史 |
| 7番 辰見 登 | 8番 田中 真由美 |
| 9番 水谷 毅 | 10番 内海 武寿 |
| 11番 吉田 裕彦 | 12番 友井 健二 |
| 13番 桂 聖 | 14番 三重松 清子 |
| 15番 大坪 教孝 | 16番 河合 馨 |
| 17番 村岡 均 | 18番 見本 栄次 |
| 19番 村上 毅 | 20番 杉原 健士 |

○説明のため出席した者

| | |
|------------------|-------|
| 広域連合長 | 野田 義和 |
| 副広域連合長 | 永藤 英機 |
| 副広域連合長 | 澤井 宏文 |
| 副広域連合長 | 和田 吉衛 |
| 副広域連合長 | 藤原 龍男 |
| 事務局長 | 小野 雅一 |
| 事務局次長兼 総務企画課長 | 増田 宣典 |
| 資格管理課長 | 桑田 直記 |
| 給付課長 | 石田 英之 |

○職務のため出席した者

| | |
|----|-------|
| 書記 | 松岡 保和 |
| 書記 | 平 佳子 |

○議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙

○追加議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 副議長の選挙
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第11号 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
同意を求める件
- 日程第6 議案第12号 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任に
ついて同意を求める件
- 日程第7 議案第13号 令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）の件
- 日程第8 報告第1号 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例の専決処分の件
- 日程第9 報告第2号 詐害行為取消等請求控訴事件の和解に関する専決処分の件
- 日程第10 大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開議

○事務局 本日は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員に臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。本日、出席議員中、村上毅議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、村上議員、議長席にお着きください。

〔臨時議長着席〕

○村上臨時議長 ただいまご紹介いただきました島本町議会の村上です。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまより令和2年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を開会します。開会に際し、広域連合長よりご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。

議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、各自治体においては、住民に対する様々な支援や感染予防対策の実施など、大変な状況の中、議員各位におかれましても、日々奮闘されておられることと存じます。

さて、当広域連合におきましては、被保険者が117万人を超え、給付費は1兆円を超える事業規模となっております。

私ども広域連合といたしまして、これまでと同様に被保険者の方々が安心して必要な医療を受けることができるよう、関係市町村と連携し、円滑な事業運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、今後とも格段のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

本日の臨時会におきましては、コロナの自粛要請などの基準であります大阪モデルに黄信号が点灯する中での開催となりましたことから、マスクの着用や一定の距離を確保した配席とするなど、感染症予防に配慮しつつ、議題といたしましては、行政委員の選任及び補正予算の案件についてご審議をいただくとともに、専決処分の報告などを行うこととしておりま

す。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○村上臨時議長 本日の出席議員は20名で、議員定数20名の半数以上の定足数に達していません。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、仮議席の指定を行います。

ただいまご着席の議席を仮議席とします。

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によることにしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○村上臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○村上臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定しました。議長に、辰見登議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました辰見登議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○村上臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、辰見登議員が議長に当選されました。

それでは、辰見議員からご挨拶があります。

〔7番 辰見 登君 登壇〕

○辰見議員 皆さん、こんにちは。ただいま議員各位のご推挙を賜り、広域連合議会議長の重責をおあずかりすることになりました茨木市の辰見でございます。

広域連合議会の円滑な運営を行い、府民の負託に応えられるよう全力を尽くしてまいり所存でございます。議員の皆さん並びに広域連合長をはじめとする理事者各位におかれましては、格別のご支援、ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本日はありが

とうございます。

○村上臨時議長 これでは臨時議長の職務は終了しました。ご協力いただき、ありがとうございます。

それでは、議長と交代いたします。議長、よろしく申し上げます。

〔議長着席〕

○辰見議長 臨時議長、ありがとうございました。

それでは、議案に沿って進めてまいります。

配付しております追加議事日程に従い、議事を進めさせていただきます。

日程第1、議席の指定を行います。

ただいまご着席の仮議席を本議席とします。

日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。議長において指名することに決定しました。

副議長に、10番、内海武寿議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名した内海武寿議員を副議長の当選人と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、内海武寿議員が副議長に当選されました。

内海議員から就任のご挨拶があります。

内海議員。

〔10番 内海武寿君 登壇〕

○内海議員 議員各位のご推挙により、広域連合議会副議長の要職に就くことになりました。門真市の内海でございます。

辰見議長の下、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいり所存でございますので、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶に代えさせていただきます。本日は大変にありがとうございました。

○辰見議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番、桂聖議員、14番、三重松清子議員を指名します。

日程第4、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日7月17日の1日としたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日7月17日の1日と決定しました。

日程第5、議案第11号「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、13番、桂聖議員の退席を求めます。

〔13番 桂 聖君 退場〕

○辰見議長 提案理由の説明を求めます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 議案第11号「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」についてご説明いたします。

監査委員につきましては、広域連合規約第16条において、地方公共団体の財務管理、行政運営に関し、優れた識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することと規定されておりますことから、識見を有する者から選任する監査委員について、八尾市代表監査委員であります吉川慎一郎氏、広域連合議員のうちから選任する監査委員について、桂聖氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○辰見議長 議案第11号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決します。

本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

退席中の桂聖議員の入場を許可します。

〔13番 桂 聖君 入場〕

○辰見議長 日程第6、議案第12号「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 議案第12号「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」についてご説明いたします。

公平委員会委員に、大阪市人事委員会委員であります西村捷三氏、阪井千鶴子氏、能村盛隆氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○辰見議長 議案第12号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決します。

本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7、議案第13号「令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 議案第13号「令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件」についてご説明いたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ31億2,673万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆2,003億5,524万9,000円と定めるものでございます。

本件は、令和元年度に収入した社会保険診療報酬支払基金からの交付金の歳入額確定に伴い、当該年度に受入れ超過となった額を返還するための補正であり、歳入及び歳出予算をそれぞれ増額するものであります。

まず先に、歳出についてご説明いたします。別冊の「令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書」の最後の6ページ、7ページをご覧ください。

歳出につきましては、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、1目償還金を31億2,673万1,000円増額し、31億2,683万1,000円といたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。4ページ、5ページにお戻りください。

9款1項1目繰越金を歳出の増額分と同額の31億2,673万1,000円を返還金の財源として増額し、31億2,683万1,000円といたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○辰見議長 議案第13号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決します。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、報告第1号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の件」を議題とします。

理事者の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 報告第1号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の件」についてご説明いたします。

本改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対し、新たに傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、傷病手当金の支給対象者、支給内容等について定める条文を追加しており、支給基準等は、国の財政支援の対象範囲と同一といたしております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、早急に改正する必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月17日付で広域連合長の専決処分とさせていただき、本議会に報告いたしまして承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○辰見議長 報告第1号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決します。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9、報告第2号「詐害行為取消等請求控訴事件の和解に関する専決処分の件」を議題とします。

理事者の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 報告第2号「詐害行為取消等請求控訴事件の和解に関する専決処分の件」についてご説明いたします。

本件は、本広域連合が訴訟提起していた案件について、大阪高等裁判所から和解勧告があり、令和2年5月29日に和解するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長により専決処分とさせていただき、本議会に報告いたしまして承認をお願いするものでございます。

まず、その経緯でございますが、堺市の元新金岡豊川総合病院における診療報酬の過大請求に対し、本広域連合が返還を求める訴訟を提起し、既に病院の院長であった訴外人に支払いを命じる判決が確定いたしております。

一方、元院長と被控訴人との間で交わされた、同病院に係る不動産及び営業権の譲渡契約が本広域連合への詐害行為であるとして当該契約の取消しを求めるとともに、被控訴人に対し、金員及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを併せて提起してまいりました。

当該訴訟につきましては、一審で本広域連合の請求を棄却する判決があり、控訴を提起していましたが、このたび大阪高等裁判所から和解勧告がなされたものでございます。

和解の要旨といたしましては、被控訴人及び元院長から当該譲渡契約後に債務の弁済を受けた利害関係人に対し、1,483万6,209円の支払い義務を認め、本広域連合はその余の請求を放棄することとなっております。裁判所からの和解勧告は、一部本広域連合の主張を入れた内容となっており、専門家の意見を求めましたところ、妥当な内容であるとの意見を得て、和解に応じることが訴訟を継続するよりも有利であると判断されるため、本件和解について

受諾し、専決処分といたしました。

なお、残余の債権については、元新金岡豊川総合病院の院長であった訴外人に引き続き請求を行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○辰見議長 報告第2号については、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決します。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によることにしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定します。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

大阪府広域高齢者医療広域連合選挙管理委員に、東大阪市選挙管理委員であります田中康升氏、天野高夫氏、岡崎修氏、松嶋晃氏を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、田中康升氏、天野高夫氏、岡崎修氏、松嶋晃氏、以上の方が大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に当選されました。

続きまして、大阪市後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員を、補充の順序に指名します。

補充員に、東大阪市選挙管理委員補充員であります平田正造氏、梯信勝氏を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辰見議長 ご異議なしと認めます。よって、平田正造氏、梯信勝氏、以上の方が大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員に当選されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 今回の臨時会におきましては、上程議案につきまして、原案のとおりご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

当広域連合におきましては、今後とも後期高齢者医療制度の安定的な運営に向け、取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○辰見議長 これをもちまして、令和2年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 辰 見 登

署 名 議 員 桂 聖

署 名 議 員 三重松 清子